

蟹江町議会総務建設常任委員会会議録

招集日時	令和7年9月5日（金）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	三浦知将	副委員長	多田陽子
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	伊藤俊一	委員	安藤洋一
	委員	佐藤茂		
欠席委員	なし			
委員外議員		板倉浩幸		
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	総務部長	鈴木孝治	総務課長	藤下真人
	上下水道部長	伊藤和光	次長兼水道課長	石原己樹
	下水道課長	北條寿文		
職務のため出席した者	議長	伊藤俊一	議事務局長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主事	大河内里帆
付託事件	議案第41号	表彰について		
	議案第42号	蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について		
	議案第43号	蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について		
	議案第44号	蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
	議案第45号	蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
	議案第46号	蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について		
	議案第47号	蟹江町下水道条例の一部改正について		

○委員長 三浦知将君

皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本日、板倉議員が傍聴に来ておられます。

定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は7件あります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会の開会の前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今日は大変足元の悪い中、ありがとうございます。

実は大変、心配をしておりました降雨のほうでありますけれども、冠水地点が数か所ございます。議員それぞれの皆様方に連絡があったかも分かりませんが、正式には2か所の冠水ということで、錦、八幡の一部と、もう今は落ち着いておりますけれども、これで午前3時ぐらいの降雨量が3ミリから10ミリぐらいだそうです。意外だったのが、5時ぐらいに降った雨が時間23ミリぐらいだというふうに、うちの主幹のほうから聞いてございます。

幸い、第1次招集だとかというのはかかってございませんで、非常配備は今、蟹江町は行ってございません。ただ、線状降水帯、いつ現れるか分かりませんので、絶えず注意をしていかなきやいけないと思っております。

また、雨が収まった後が実は大変怖い状況で、今、福田川だとか日光川の水位の上昇が見られます。そういう意味で、排水機がどのような状況で動いているかということについては、今、しっかりとこちらのほうで精査をさせていただいておりますが、危険水位になるということはまず考えられないかな、これ以上、雨が降らなければの話でありますが、今そんな状況で、状況が推移しておるということで、今日、今ここでご連絡をさせていただきたいと思います。

今日、皆様方にご審議願うのは7件であります、大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 三浦知将君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願ひします。

審査に入る前にお諮りします。付託案件の審査順序についてであります。

配付した次第に記されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第41号及び議案第43号から議案第46号までの審査を行い、次に、上下水道部に関する案件、議案第42号及び議案第47号の審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

それでは、議案第41号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

おはようございます。

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

では、板倉議員からの発言の申出があります。

お諮りします。

板倉議員の発言を許可することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、板倉議員の発言を許可します。

○委員外議員 板倉浩幸君

初日にも質問した企業版ふるさと納税ということで、100万円寄附ということで、表彰条例で、寄附で、50万円以上で表彰する、となっていますけれども、金額的に対象で、ただふるさと納税として、多分初めて表彰の対象になったのかなと思うんですけども、これでふるさと納税として表彰対象にしていくんですか。今のところ、令和9年まで延長があって、その辺が、企業版ふるさと納税だと納税金額の9割まで減税してくれるということになっているみたいですけれども、そうすると今まででもないのか、企業版ふるさと納税が、寄附がないのか、今後あった場合対象として表彰していくのか、その点だけお願ひします。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員からご質問いただきました、これまでにまず、こういったふるさと納税、ふるさと納税企業版というお話をされていますが、ふるさと納税自体、個人の寄附もありま

すので、そちらについて今まであったかどうかというところ、まず私のほうから答弁させていただきます。

まず、企業版のふるさと納税については今回、初めてになります。

普通の個人の方、ふるさと納税で議会でも答弁させていただいている、高額の寄附をいただいた方については、その都度、今現状の表彰条例の中では寄附50万円以上というところで対象になりますので、寄附を頂いたときに個人の方につきましても、担当のほうから意思確認をさせていただいておりまして、辞退ということを今まで全ての方がいたでております。

現状については以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑は。

○委員 安藤洋一君

今の寄附のところを見てちょっと思ったんです。内容の質問とは違うんですけども、桑名三重信金のスポットクーラー、これは小学校に配置されているやつですかね。

○総務課長 藤下真人君

安藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

寄附の番号の17番、桑名三重信用金庫さんから、今回、実は桑名三重信用金庫さん100周年記念事業というところで、関係自治体に寄附をさせていただくとご依頼いただきまして、その中で教育の部門のところに、酷暑の中ですので、少しでも子供たちのためにということでスポットクーラー5台、各小学校に1台ずつになりますが、配置をさせていただいております。活用させていただいております。

以上です。

○委員 安藤洋一君

スポットクーラーを寄附していただいたことは非常に喜ばしいことありがたいことなんですけども、実はこの間、避難訓練のときに、学戸小学校でも早速、体育館でそれをお借りして使わせていただいたんですけども、終わった後に触ったらめちゃくちゃ熱いんですよ。もう大丈夫か、これ、というぐらい、コンセントが溶けそうなぐらい熱かったんで、ちょっとその辺だけ各学校さんに、使用はいいけれど気をつけとつてねという、ちょっと助言をしていただいとくといいかなと。ずっと使い続けておると、本当ちょっと危ないんじやないかなと思ったんで、ちょっと気がついたことです。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

申し訳ないですけれども、もう少し分かりやすく説明していただけないとありがたいなと思うんですけれども、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

ただいまご質問いただきました、今回の蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、どのような改正かというところで、概要にも書かせていただいておりますが、それも踏まえまして、答弁させていただきます。

今回の改正につきましては、少子高齢化が進む中で、労働者が安心して育児や介護を行える環境を整えるために、もともとの法律は、改正育児介護休業法というものが改正をされておりまして、順次4月1日施行と10月1日施行でなっております。

実は、今年3月議会では、4月1日施行で介護の関係の改正をさせていただいて、今回、こちらは子育ての、育児のほうの改正、ほぼ同様の改正になるんですけれども、10月1日施行で育児のほうも改正するということで、このたび条例改正を上程させていただいたということになります。

今回この中の改正につきましては、育児に関する対象職員に対して個別周知や意向確認、育児休業を取れる制度を周知をしていくことを義務化するというもので、私たち職員担当が対象となる職員に対して、こういった育児休業の制度がありますよというものをチラシ等を作成して周知を行って、適切に制度を活用してもらえるような、組織的な体制をつくるという、組織的体制じゃないです、個別に周知をすることが必須になるというところで、皆さんに周知するというものの改正になります。この改正につきましては、これが基本になります。

以上です。

○委員 佐藤 茂君

具体的にというとあれなんだけれども、例えばどういうふうに、例えば時間なのかな、これは、早退してもいいとか、そういう、もうちょっと細かいところは分からぬですか。

○総務課長 藤下真人君

そういう具体的なものは、今、次の条例で、ちょっと具体的に改正内容については説明させていただきますが、今、改正前ですと育児休業を2回取れるとか、3歳になるまでに取れる制度とか、あと最近はもう職員の中でも認識されているんですけれども、例えば私でいうと配偶者の出産時に特別休暇で入院と退院のときに付き添えるように1日取れるとか、そういう制度がありますよというのを、チラシ等でお知らせをさせていただくというものになります。

以上です。

○委員 佐藤 茂君

分かりました。どうもすみません。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

2ページに、勤務環境の整備に関する措置ということで載っているんですが、これは介護両立支援制度等というふうで、介護両立支援制度も含むというような意味合い、子育てのほうに重点を置いているみたいですが、介護も含むという解釈でいいですか。

○総務課長 藤下真人君

議員のおっしゃるとおりで、介護も含む、等というところになりますので、介護も育児もというところで、同じ扱いというか、同一のものになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

では、次の議案でこれも具体的に説明をお願いしたいと思います。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員外議員 板倉浩幸君

今説明あったとおりだと、今まででもあるんだよね。今まで、先ほど課長言ったように、出産時の配偶者での休み取れる、今まであって、この制度を一部改正をして、今チラシ等も配って周知を図るって言っているんだけれども、ちょっとそこがあたりが、今までと本当に何が違うのかというのが明確に分からんだけれども。ちゃんと条例で決めてやっていくというのはいいんだけれども、何が今後、変わっていくと、その辺をちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

今の板倉議員のご質問に答弁させていただきます。

具体的には、私たち職員担当につきましては、対象者についてその都度、周知をさせてはいただいているんですけれども、条例化して義務化するというところで、見落とさないというところがポイントになると思います。

また、今、本当に働く側の制度がすごいスピードで、働きやすいような形で改正をされていっていますので、それを正しく職員に伝える必要性もあるというところで、こういったチラシをつくることに関しましても、どのタイミングでするのかというのを、今後、規則改正でさせていただくんですけれども、例えば、概要の改正の内容の2の措置内容で、(2)に子の心身の状況又は職員の育児に関する家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向確認ということをきちっと明示しておりますので、私たちのように正規の職員300人弱としても、なかなか気づかない部分、職種によっては別のところで働いていますので、分からぬ部分もあるので、いつのタイミングでこういうチラシを渡すのかというのをしっかりと明記

して、所属長にもお願ひして、こういった制度があるので聞いてこいとか、そういった形で取りこぼしのないようにやっていくということが、特にポイントとなっています。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

先ほどちょっと質問あれですけれども、先ほど言ったように、もう少しどういうふうになるのか、教えていただきたいんですけども。

○総務課長 藤下真人君

それでは、先ほどの質問にも続きまして詳しく、今回の蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、どのように変わるのかというところをご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、改正の内容をご覧いただきたいと思いますので、8ページをご覧ください。

今回は、こちらに改正後、いずれかを選択して取得、第1号部分休業と第2号部分休業というものがあります。

第2号につきましては、新たに付け加えられました。第1号については、改正をしております。

第1号につきましては、簡単に申し上げますと、今、現状、部分休業を取っている職員と

いうのは、最大2時間というのは変わりないんですけれども、例えば、私たちの役場勤める職員、8時半から5時15分の勤務で、最初に8時半から何時間、後で帰る時間というところで、前と後のみの合わせて2時間以内で部分休業を取る、現状も職員が選択することができます。朝だけ、例えば保育園に送りに行かないといけないので、その時間帯だけ部分休業取りますよというのが今、現行でもあります。

それが、今回の改正によりまして、どの時間でも取れるようになるという改正になります。最大の時間は2時間というのは変わらないんですけれども、例えば真ん中の時間も申請によつては取れるようになりますよというのが、今回の第1号部分休業の改正部分になります。

第2号の部分休業につきましては、1時間単位と書いてあります。1時間単位、もしくは1日単位で取得ができるように、新たに追加される改正になりまして、取得上限というのが、正職員については77時間30分、年にこの時間帯が取れるようになっていまして、勤務日が10日分相當に値するというところで、それを職員がどちらかを選択することができますよ、また、年度内で最初は第1号部分を選択しておったんですけれども、年に1回だけ限り2に変更することもできるよという改正になります。

これは、それぞれのご家庭の背景が変わることによって、取り方というものが変動ができるよう年1回変えられる、今までそういった場合は時間休、年休を取得することで対応していたんですけども、子育てをするために、先ほどもお話ししました、お子さんの心身の状況に変化があつて、どうしてもこちらのほうを取らないといけなくなつたとか、そういったことがあった場合に、柔軟性を持たせるための改正となつております。

こちらは、町独自ではなく、制度が国のほうでもそのように柔軟に制度改正というところで、蟹江町もそのようにさせていただきたいという提案になります。

以上です。

○委員 佐藤 茂君

勉強不足で申し訳ないんですけども、これは子供の育児休業ということで、子供の年、幾つまでとかそういう制限というのはあるのかないのか、何歳でもいいのか、ちょっとごめんなさいね、余計なことを言って。分からんならいいわ。

○総務課長 藤下真人君

育児休業の取れる期間になりますので、それぞれ制度によって変わってきますが、育児休業については3歳になります。あと、違う制度だと小学生上がるまでとか、そういういろいろありますので、育児休業の取得については3歳になるまでというところです。

以上です。

○委員 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員 吉田正昭君

今、ここに書いてある非常勤職員、現在、人数は何名ということと、第1号部分休業も非常勤職員も取れるということですかね。第2号部分に関しては、米印で、要は括弧して正規職員とあって、米印でその下のほうに非常勤職員にあってはという、書いてあるんですけれども、この分け方ですよね。

○総務課長 藤下真人君

まず、非常勤職員、会計年度任用職員が取れるかどうかというところで、この記載にも書いてありますが、取得することができます。地方公務員に非常勤、会計年度任用職員も地方公務員にという形に身分がなっておりますので、同様に身分保障されております。

時間数につきましては、常勤と非常勤という表現がありますので、フルタイムで働いている職員が常勤という形になりますので、1日働く時間が7時間45分という形で、この表で（正規職員）と記載をしてあります。非常勤職員は、1日の時間だったり1週間働く日数が5日ではなく3日とかそういう形で様々な任用をさせていただいているので、その人たちにつきましては、働いている時間に対して取れる時間数というのは決まっていますので、そのような形の表現になっております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

先ほどの介護等、介護は、これに関してどのような改正になってきますかね。

○総務課長 藤下真人君

大変、申し訳ありません。

介護につきましては、3月に改正をさせていただいておりまして、ちょっと今、手持ちの資料を全部育児しか持ってこなかったので、具体的に正しい答弁ができませんので、後ほどまた、すみません、ご説明させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 吉田正昭君

お願いします。

○委員外議員 板倉浩幸君

的確に。今、新たに第2号部分の休業ができる、全体的に10日分ということで、子供が3歳まで、例えばこれって今までそうかもしれない、今まで申請って前日でもいいのか、当日でも子供が熱出た、ちょっと部分休業取りたいんだけれどもというのも可能になるんですか。

○総務課長 藤下真人君

申請の期限というと、ちょっと今、手元に資料がないんですけれども、例えば、先ほど板倉議員が今日熱が出た、そういうところになりますと、特別休暇に子供の休みを1人に対して5日間取れることになっておりますので、そういう特種休暇でも既にある制度というのがあります。そういうものも含めて、先ほどの条例改正でもありましたチラシ等をつ

くって、制度を説明させていただきたいと思っております。

また、部分休業につきましては、事前に当然、申請をいただいておりまして、所属長の承認を取るんですけれども、やはり今日は取りませんとか、そういった変更というところも書類でチェックしておりますので、当然この部分休業につきましては給与が発生しませんので、そういったところでも管理をしっかりとしないといけないので、事前申請してあっても今日は、この日は取りませんというところでは変更申請をして、管理をしております。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○副委員長 多田陽子君

これを見ていますと、蟹江町において、あまり関係がなさそうだなと思う単語が随所に出てくるんですが、例えば転居とか家族の移転とか、具体的にどういったところが蟹江町の職員さん及びこの対象者に当たる人たちに関係がしやすい場所なのか、また、ここに関してはあまり関係がないとか、具体的なところを教えていただきたいです。

○総務課長 藤下真人君

それでは、多田議員からご質問いただきました今回の旅費条例の改正の点について、蟹江町職員が関係がある部分、ない部分はあるのかというご質問だったと思いますが、それも踏

まえて答弁させていただきます。

まず、今回の条例改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部が改正されております。ですので、まず起点が国家公務員の改正で、それに伴いまして、私たち地方公務員もそれに均衡した条件で改正をしないといけないというところがありますので、確かに国家公務員と私たち、特に蟹江町役場の職員というのは、働き方、働き場所というところが違いますので、改正はしておりますが、これについてはあまり使用する可能性は少ないかなという部分があるのはあります。

実際、今回、必要あるかないかというと、改正は必要ですので改正させていただいておりますが、担当の感覚での答弁になってしまいますが、例えばこの中に、先ほどもありました転居費であったり家族移転費、あと、ないことはないんですが死亡手当とか、そういうところというのはなかなか読みにくくございませんので、そういう部分については、あまり町の旅費条例の中では読んでいくことはないかなと感じております。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

43ページなんですが、1のところで、旅費法の一部改正に伴う旅費の種目の新設、廃止及び名称の変更とありますが、新設ということは、何か新たに設けられたということだと思うんですが。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今、吉田議員のご質問で、第1条関係についてご質問いただいておりますので、まずは、今回の旅費条例についての簡単に、本当にページが42ページにまでわたる議案ですので、なかなか読み込むのにも大変な条例改正かなと思いますので、まず、この旅費条例のそもそもの改正についてご説明させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、国家公務員等の旅費法が改正されたことによりまして、今回、蟹江町が持っている条例の中で該当する条例が3本ありました。

ですので、第1条関係、第2条関係、第3条関係という記載で、第1条では、蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正で、第2条の部分においては、蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条においては、蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正、この3本を改正をしておるところで、タイトルの改正が蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正ということになっております。ですので、少し何の改正なのかなというところは複雑になっていると思います。

その中で、第1条の、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正の中で、概要について、旅費法の一部改正に伴い旅費の種目の名称を変更し、包括宿泊費を新設すると書いてあります

す。包括宿泊費という言葉についてが、新たになりました。

今まででは、基本的には出張に行くと、例えば飛行機にしろ、電車にしろ、そのかかった金額と宿泊費というのは別物になっておるもののが、まず一般的であります。

今回は、包括宿泊費というのは、簡単に申し上げますとパック旅行に要する経費、ワンセット、移動と宿泊のものも旅費の支払いの対象にしますというのと、今回の新たに追加された改正になりますので、一般的の個人の旅行ですと、当たり前の旅行の形態だとは思うんですけども、行政の出張に関しては、それが今まで直接業者に支払うことができなかつたので、新たに今回、包括宿泊費というもので、パックのものを業者に支払うことができますよという改正となりました。

この利点としては、基本的に旅費というのが職員の立替払いがおおむね発生しておりましたので、蟹江町の場合は事前に分かれば大きな額、例えば東京に出張だったりとか、県外の研修に行くときには、お金が大きくかかるのを事前に申請をして、前もって経費を概算払い頂いてやっているんですけども、立替払いをしている職員がある場合には、業者に直接払えるよという改正が今回行われたというものになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

要は、包括宿泊費を含めて、次のページの旅行代理店等に、直接一括で、新幹線の切符代から東京の宿泊費から全て賄えるというような感じになったということだよね。それで、旅行代理店の支払いは町のほうに請求書が上がってきたら、それに基づいて支払うから、個人の負担はなくなるということだよね、事前の。

○総務課長 藤下真人君

この改正で、そのようになると想定しております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

この改正の表なんですけれども、例えば2の船賃と航空賃、何で電車、例えば新幹線とか電車はないのかな。何で船と航空以外の表ってないの。

○総務課長 藤下真人君

電車につきましては、現行の条例につきましても、例えばグリーン車を指定するとか、そういういたものはないというところですので、今回の改正については蟹江町の条例では、特急料金が使えるものについては100キロメートル以上という規制が条例であったんですけども、電車の場合100キロメートル以上を撤廃しますという条例改正のみになりますので、基本的にはあとは特急料金を乗せるというところで、今回この表には掲載しなかつたというところになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

特急料金は別、グリーン車も別、でも当然、新幹線というか特急料金、使うよね。たまにはグリーン車も、混んどればグリーン車も使うよね。そういう点、配慮ってあるのかな。

○総務課長 藤下真人君

一般的には、電車賃につきましては、現行もグリーン車という想定はしておらず、電車の運賃と特別料金のみで考えておりますので、申し訳ありません、ご理解をお願いいたします。

○委員 吉田正昭君

混んどったらグリーン車でもいいような気もするけれども、特別に。そう毎回は困るかもしれないけれども。

それから、44ページの3なんですかけれども、宿泊費ですよね。宿泊費、定額支給から上限付き実費支給に変更しとあるんですけれども、例えば今、蟹江町で宿泊費、東京なんて高いじゃないですか。もうビジネスホテルでも2万円、下手したら3万円のところがあるような時代ですよね。そうすると、例えば東京で泊まつていうと思うと、この上限は地域の実情等をつて、東京って地域の事情でいければ2万円、3万円出してもいいということか。

○総務課長 藤下真人君

今回、条例の中では、地域の事情や上限というのは詳しくは記載されておらず、その中に省令で国のほうで定められている金額を見に行くというような読み込みの条例をしておりまして、具体的に先ほどの地名が出ました東京につきましては、1万9,000円が上限となっております。ちなみに、前年度、改正前までは一般職員で1万2,000円ということになっております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

2万円近くに上がったということだで、東京都内で泊まらずにちょっと埼玉行くとか、手前の静岡の温泉地で泊まつてとか、これは実情に合わせて対応せな、しようがないよね。東京で泊まろうなんてものは今、非常に困難だと思うんだけれども、その辺、東京以外でも泊まつても東京出張に当たるよね、今は。

○総務課長 藤下真人君

私の立場では、東京で泊まるということは朝早い公務があるという、もしくは宿泊した次の日に朝早い公務があるとか、宿泊の日に夜遅くまで公務があるかというところで、考えておりますので、その適正に公務が行える場所で泊まつていただけたらというところで、あとはこれについては、どこに泊まつたのか追及することは基本的にはしませんので、ただ、ちなみに、補足で、埼玉、東京、京都が一番高い金額で1万9,000円という省令になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

あと、今回の条例で、先ほど違反した職員に関しては、要するにうそをついたとか、不正

をしたとかそういったときには、給与天引きができますよというのも、併せて、要するに回収ができますよという改正も同時に行われています。

以上です。

○委員 吉田正昭君

もう一つ聞きたいんですけども、4番なんですが、要は宿泊を伴う旅行について一夜当たりの定額を支給することとしたという、今まではどういう意味かなと思っていて、定額を支給したこと、支給することにしたということは、この辺どういうことかな。

○総務課長 藤下真人君

宿泊手当についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

今まででは、宿泊を伴うものについては、雑費という形で1日200円程度だったと思いますが、その金額を支給をしておりました。

今回、宿泊手当というところで、宿泊を伴う旅行の際に定額で支給する金額については2,400円を支払うという改正になっております。

また、詳細で言うと、朝食や夕食があるかどうかとか、そういったところで金額が変動するというような改正になっております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございました。

○副委員長 多田陽子君

新旧対照表を見ていると、旧のほうって本当にたくさんいろいろと書いてあって、新は大分すっきりしたなとは思うんですが、それでもまだ、いっぱい書いてあるなという印象があります。

43ページのところの、船賃の外国旅行、特別職は最上級でその他も最上級でとか、船で外国に移動するって実際あるのかなって思うんですけども、こういう何となく不要じゃないのというものをそぎ落としていたら、もっとすっきりするんじゃないかなと。というのは、いろいろ書いてあるがゆえに、間違いを起こしてしまう可能性もあったりしますし、よく民間で聞くのが、新幹線通勤ができると言われたからしたけれども、実際、規約をよく見たら駄目だった、だから差額を払えとか、実際に払えないから転勤してくださいとか、そういう話が出てくるというのも、規約が難しくて読み込めなかつたがゆえかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

まず、基本的に条例や法律があって、省令等もありますし、規則、または内規、そういうものは、その持つ性質によって各部分というのが決まっておりますので、基本的には。ですので、条例で示さないといけないものについて、まず条例で示させていただいて、詳細に

ついて規則で定めるとか、そういうのがまず基本的なものになるんですけども、やはり、あまりにも簡素化とか曖昧な部分があると、大きな問題になりますので、そういうたできるだけスリムにしたいというところはあるんですけども、例えば船賃は蟹江町は現実的には実際、私の記憶の中では支出したことではないんですけども、可能性でゼロでない限りは、国家公務員の旅費法で改正されている以上、それに均衡、同様のものを地方公務員で定めないといけないというところで、定めさせていただいているところになります。

ですので、実際、私も、こういう読み込むのにも大変苦労するんですけども、やはり、大事なところというのは定めてなければ実際、起きてしまったときに何もできることになってしまいますので、可能性がゼロでない限り、例えば船賃については定めるべきだと考えておりますので、このような改正をさせていただきました。

以上です。

○副委員長 多田陽子君

理解しました。ありがとうございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、職員の席の入替えを行います。

それでは、議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部長 伊藤和光君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

議案説明会で、板倉議員が聞いたんですけれども、審議会のメンバー、委員、10人以内でってありますが、具体的に人選はされたのでしょうか。これからでしょうか。

○次長兼水道課長 石原己樹君

委員について、説明させていただきます。

こちら、条例の第3条のほうに記載されておりまして、学識経験を有する方、町議会議員、水道事業の給水区域内の給水使用者、その他管理者が必要と認める者というふうになっております。

あくまでも素案ではございますが、学識経験者の方につきましては、水道行政に詳しく、国や各地方自治体の委員等、歴任されているような方にご依頼する予定でございます。

また、議員の方につきましては、両委員の委員長のほうにできればご依頼をしたいなと考えているところでございます。

また、いわゆる給水の使用者でございますが、内訳というか、あくまで素案でございますが、例えば大口の利用者、こちら法人になるかと思いますけれども、こちらの方を何件か、2名ぐらいのかなというふうに考えているのと、あと地域の代表ということで嘱託員の方ですとか、あと当然、女性の関係で女性の団体の方なんかにもお声をかけたいと、素案としては持っている状況でございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

人選には、やっぱり、多分値上げの話だよね。基本的にはこの審議会で水道料金の値上げの話だと思うもんで、しっかり審議していただきたいということと、これって大体何年目安ですかね。ここで、何年ぐらいの目安で考えてみえるか、お願いしたいと思います。

○次長兼水道課長 石原己樹君

大体、スケジュールでございますが、今議会にこの条例のほうを上程させていただきまして、決定後、速やかに人選と第1回の審議会を開催したいとまずは思っております。

できれば、今年度中には答申を出させていただきまして、翌年度の議会に何らかの条例案を提出できればと思っております。

ですから、今の状況でいきますと、8年度の末か9年度の頭ぐらい、仮にですが、料金の、例えば改正等あるんだったら周知期間も必要がありますので、そういうもののを見て、そのような状況で今のところは考えております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ちょっと補足ですみません。

平成30年に水道法が改正されて、水道施行令規則のほうに、3年から5年ごとに適切な見直しをするということに法律が変わっていますので、それに合わせて審議会も含めて3年から5年周期ぐらいで開催して、見直しをかけていきたいと思ってございますので、よろしくお願ひします。

○委員 吉田正昭君

現時点で、水道は健全的に事業運営してみえると思うもんでいいんですが、やっぱりこれだけ資材も上がってくる等々になっていく、人件費も上がってきてているから、やっぱり見直しも必要だと思うもんで、その辺よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

今、確実にもう料金を値上げしていかなあかんだろうということで、この審議会というのもつくっていくことになると思うんですけども、現実に、今、本当に50年、60年たってもやっていかなあかんよという管がたくさんあると思うんですけども、現実にどのぐらいあるのか、メートル数にして、直すのがいいのか、管も大きい管もあれば小さい管もあるんでしょうけれども、大きい管だと30センチ管ぐらいが入っているのかな。それも50年、60年たっているでしょう、あれ。このこと聞いてもいかんな。

ちょっとだけ、言った以上、どのぐらいあるのかちょっとお聞き……。

○次長兼水道課長 石原己樹君

今、現在のところ、基幹管路150ミリ以上のものにつきましては、耐震化率というものが39%ぐらいという状況でございまして、随時更新していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○委員 佐藤 茂君

どうもすみません。

今、下水、ずっとやっておるんですけども、下水やるときに同時にこの管というのも多分やってみえるか、今、推進工法というんですか、穴掘ってずっとやっていくと関係なしでなくなってしまうとき、穴掘ってやるとなると、やっぱりそのときにちょうど管もありやガス管もあるとかって替えていくこともあるんでしょうけれども、それに関しては、水道課のほうで持たないといけないのか、それとも下水のほうで、もし同時に替える場所があった場合、それは水道課のほうが持つものなのか、ちょっと。

○次長兼水道課長 石原己樹君

ご質問のほうに答えさせていただきます。

下水の区域でございますので、そちらのほう下水が工事入りますと、水道のほうでも同調してやれるところはやる形になりますと、それぞれ下水道、上水道、それぞれ工事費等を負担する格好になります。

以上でございます。

○委員 佐藤 茂君

どうもすみません。

○委員外議員 板倉浩幸君

簡潔に。今言った、ちょうど下水の工事と合わせて水道管の耐震化も含めたことをやっていて、経費の節減にはなっているんだよね。そういう意味では、同時にやっていくというのはいいんですけども、今回、審議会の条例つくるんですけども、以前値上げしたときにこの条例ってなくて、新たにつくることになった、その辺の関係が、そのときにあったならわざわざつくらなくてもいいとも思うし、前回のときに値上げしたとき、もう大分前なんだけども、そのときと今回って、どんな内容で違つてきているんですか。

○次長兼水道課長 石原己樹君

板倉議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

前回、値上げをしたのが平成20年の4月という状況でございます。今から大体17、8年ぐらい前でございますが、当時、審議会等のそういう制度はなく、料金改正については議会のほうでお諮りして、協議会等でご説明して、行ったというところでございます。

今回、審議会の条例をつくらせていただきましたのは、やはり町が一方的に決めるのではなくて、いろいろな方のご意見を聞き、公平性・透明性を確保するために、今回、審議会のほうを制定して行っていくということでございます。

先ほど部長のほうからありましたけれども、やはり数年にはこのような検討会が必要ということで、一度こういったものをつくって整備したところでございます。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部長 伊藤和光君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

能登半島で起きた地震で、こういうことになったのかなと思うのですけれども、多分、あっちもこっちもやらないかんということで、そういう資格のない人が挟んで、何か事故でもあったのか、ちょっとそこら辺のところ分からんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、官地以外、例えば民地の工事をやるに当たっても、この資格がないと駄目なのか、そこら辺のところお聞きしたいんですけれども。

○下水道課長 北條寿文君

ただいまお尋ねいただいたことですけれども、まずは排水設備というのが、少し補足をさせていただきますと、下水道のほう工事して本管を埋めますと、各皆さんの住戸の中に公共ますというものを設置させていただきます。そこまでが公共工事になります。公共ますが設置されて、その後、供用開始がなされたときには、各住戸ごと個別に皆様方の私費でもって、宅内の排水設備というものを整備していただきます。

宅内の排水設備がいわゆる民間の工事店で行っていただくものでございますので、そのためには、我々公共のほうで行う工事ではありませんので、敷地内、特に蟹江町の場合は、下水道が分流式ですから、宅内の排水系統が雨水と汚水を分けて整備をさせていただく必要がございます。

工事がなされると、我々下水道課の職員が現地に赴きまして、完了検査というを行います。これは特に、ごくまれにあるんですけども、うつかり工事店さんのほうが、雨水をまさに下水の汚水のほうの系統につないでしまっていることも、1年を通しますとまれにございます。そういうものを確認させていただくために、それぞれ中継ますというものが宅内になりますので、その中継ますのところで、きちんと水が流れるかということを我々しっかり確認するんですが、実際に排水していただいても流れてこない、あれこれどっちかなと言うと、雨水のほうにつながっていたり、だから雨水のほうにつながると、今度、逆に汚水が公共用水域に流れることになりますので、そういうことが起きないように、宅内の工事を行うところは指定工事店制度というのがございまして、蟹江町長、町でいいますと、町長が認めた、許可をした工事店しか工事は行えませんよというのが、まず排水設備の仕組み

になっております。

今現在、蟹江町の中には、約150、正確に言うと145の業者さんがご登録をいただいているとして、申請をいただきますときちっとそこの業者が工事をするノウハウがあるのか、技術があるのか、それを行うための資材を持っているのか、そういうことを下水道課のほうで審査をして、そこで認められた業者のみが排水設備の工事を行うことができるということになりますので、工事店、今申し上げた145の工事店は、ホームページでも公表されておりまして、我々、住民説明会の中で、必ずこの一覧の中の業者さんに発注をしてくださいということをお願いして、工事を行う前にも事前の申請をいただいて、その業者かどうかという確認で、我々が許可をしてから初めて工事が始まると、これが下水道工事の流れになりますので、基本的には室内のところ、つなぎ間違いはまれにあったことがありますけれども、大きな事故等は起きていないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員 佐藤 茂君

分かりました。

○委員 吉田正昭君

これって、災害時におけるということですよね。板倉議員が議会で聞いたことなんですが、もう一度確認したいんですけども、県外の業者でもいいわけですよね。蟹江というと隣に三重県あるじゃないですか。桑名の業者が来てもいいというようなことですよね。

○下水道課長 北條寿文君

そのとおりでございます。

まずは今、145の指定工事店があるということで先ほど申しましたが、この中には今、町外、まさに三重県の業者が4社ほどございます。ですから、各市町村どこもそうなんですが、登録された指定工事店のみがそこの市町村の中での工事を行うことができる、いわゆる排水設備の工事を行うことができるということですね。

ところが、能登半島地震におきましては、やっぱりこの規定が足かせになりました、登録されている指定工事店がそのあらかじめ許可をいただいた業者しかないものですから、例えば蟹江町の指定工事店が能登半島に行って、我々お手伝いしますよということで行ったとしても、基本的には石川県のとある町の中では指定工事店に指定されませんから、手を出すことができなかつたと、こういう状況が起きましたので、今回は、ほかの市町村長が認めた指定工事店でも、他市、また市町村においても、工事ができるよということを可能にするものであります、いわゆる受援体制を強化するための改正ということになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

要は、各市町村の指定工事業者であれば、災害時においては、多分これ全国どこでもとい

う、今回は改正ですかね。どこでも行けて、工事がやれるという解釈でいいんですね。

○下水道課長 北條寿文君

そのとおりでございます。

ただ、それを可能にするためには、どこの市町も下水道条例というものを設けて、こういう同じ似たような規定があると思いますので、今回の議会に諮っていない自治体もまだまだございますけれども、この後、恐らく近いうちにそれぞれの市町村で同じような改正がなされて、それがなされて認められたところは発災したときには、どこの業者でもどこの市町村でも行うことができるということでご理解いただければと思います。

当町におきましては、いつ発災するか分かりませんので、今、最短で今議会に諮らせていただいたという経緯でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、先ほど、議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、補足説明がございますので、職員の方に入っていただきます。

○総務課長 藤下真人君

貴重なお時間いただきまして、先ほど、吉田議員から介護の関係というところでご質問いただきまして、ちょっと資料を持ち合わせていなかったので、このお時間を借りて介護の制度の少し答弁をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

実際、介護に関する取得については、今まで蟹江町職員、誰も取っていないのが現状となっておりますが、制度上2つの介護休暇の取得方法がありますので、それについて説明させていただきます。

1つ目は、介護をする方が出たときに、介護休暇を取得して再度、職場に戻ってくることが条件、要するに育休もそうなんですけれども、当然職場に戻ってくることが条件で取得していただくんですけれども、その取得の方法に、まず6か月間を指定して、その期間に3回

に分割して取得ができる取得方法があります。

取得の単位は1日、または1時間単位というところで取得が可能ということで、これは例えばどういうときに使うかというと、職員の親が介護が必要になった場合に、施設に入所をするためとか、介護が必要になって最終的に施設に入所するために、少し仕事を休まなければいけないようなことがある場合に、こういうような取得をする方法があるということで、紹介をさせていただく休暇の取得の方法です。

もう一つは、育休の部分休業と同様で、2週間以上の期間にわたり、要介護者の介護を行わないといけない場合が出たときに、30分単位で、今現状は始業、または終業までの連続した2時間取れる介護休暇というのがあります。

この2つの取得方法が制度上ありますが、現状、蟹江町職員では取った職員はまだおりません。

以上です。

○委員長 三浦知将君

それでは、以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いします。

これで総務建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務建設常任委員長 三浦知将